

第1章 総 則

1-1 目 的

この基準は、水道法及び関係法令並びに西尾市給水条例等の規定に基づき、給水装置工事の設計及び施工の手続き、並びに施工方法等について必要事項を定め、この地域の特性に応じた独自の内容を策定するものであり、西尾市水道事業給水区域内の給水装置工事の設計及び施工に係る適切な情報を提供し、事務の適正な運用を確保することを目的とする。

1-2 法令、条例及び規程等

この基準に掲げる法令、条例及び規定等について、本文中では次のとおり表記する。

(1) 法

水道法（昭和32年 法律第177号）をいう。

(2) 施行令

水道法施行令（昭和32年 政令第336号）をいう。

(3) 施行規則

水道法施行規則（昭和32年12月14日 厚生省令第45号）をいう。

(4) 給水条例

西尾市水道事業給水条例（平成23年3月28日 条例第36号）をいう。

(5) 施行規程

西尾市水道事業給水条例施行規程（平成23年3月28日 水道事業管理規程第16号）をいう。

(6) 基準省令

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日 厚生省令第14号）をいう。

(7) 設計指針

水道施設設計指針2012（社団法人 日本水道協会）をいう。

1-3 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 工事事業者

工事事業者とは、西尾市指定給水装置工事事業者規程（平成23年3月28日水道事業管理規程第17号）に基づき、市長が指定する西尾市指定給水装置工事事業者をいう。

(2) 給水装置

需要者に水を供給するために西尾市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(3) 給水用具

給水管に直結され、管と一体となって給水装置を構成する分水栓、止水栓、給水栓、バルブ類、給水装置に係わる器具及びユニットをいう。

(4) 配水管

需要者へ浄水を供給する役割を持ち、給水管を分岐する管のことをいう。

(5) 連合給水装置 (A B)

連合給水装置 (A B) とは、2以上の給水装置が公道部の給水装置を共有する形態の給水装置のことをいう。

1-4 給水装置の概念

給水装置とは、需要者に給水するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具から構成される。直結する給水用具とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具を指し、ゴムホース等任意に取り外しのできるものは含まれない。

1-5 給水装置の管理区分

給水装置は、申込者の費用で設置されるものであり、管理責任も所有者・使用者にあるが、配水管の分岐点から止水栓までの維持管理は西尾市長に委任したものとみなす。ただし、メーター上流側に2個以上の止水栓が付く場合は、第1止水栓までとする。(図1-1)

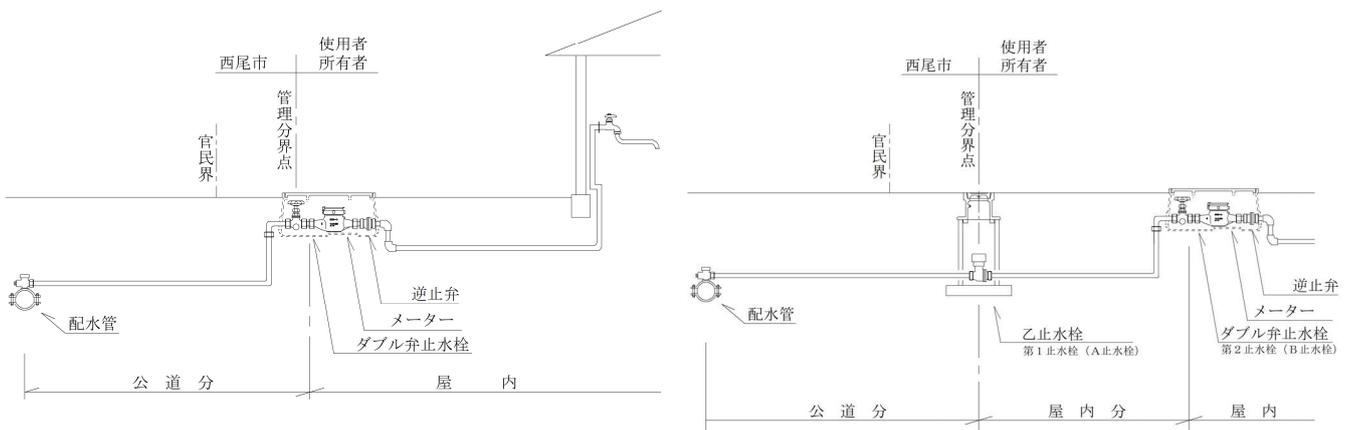


図1-1 維持管理区分

また、連合給水装置 (A B) の場合の維持管理区分は図1-2のとおりである。

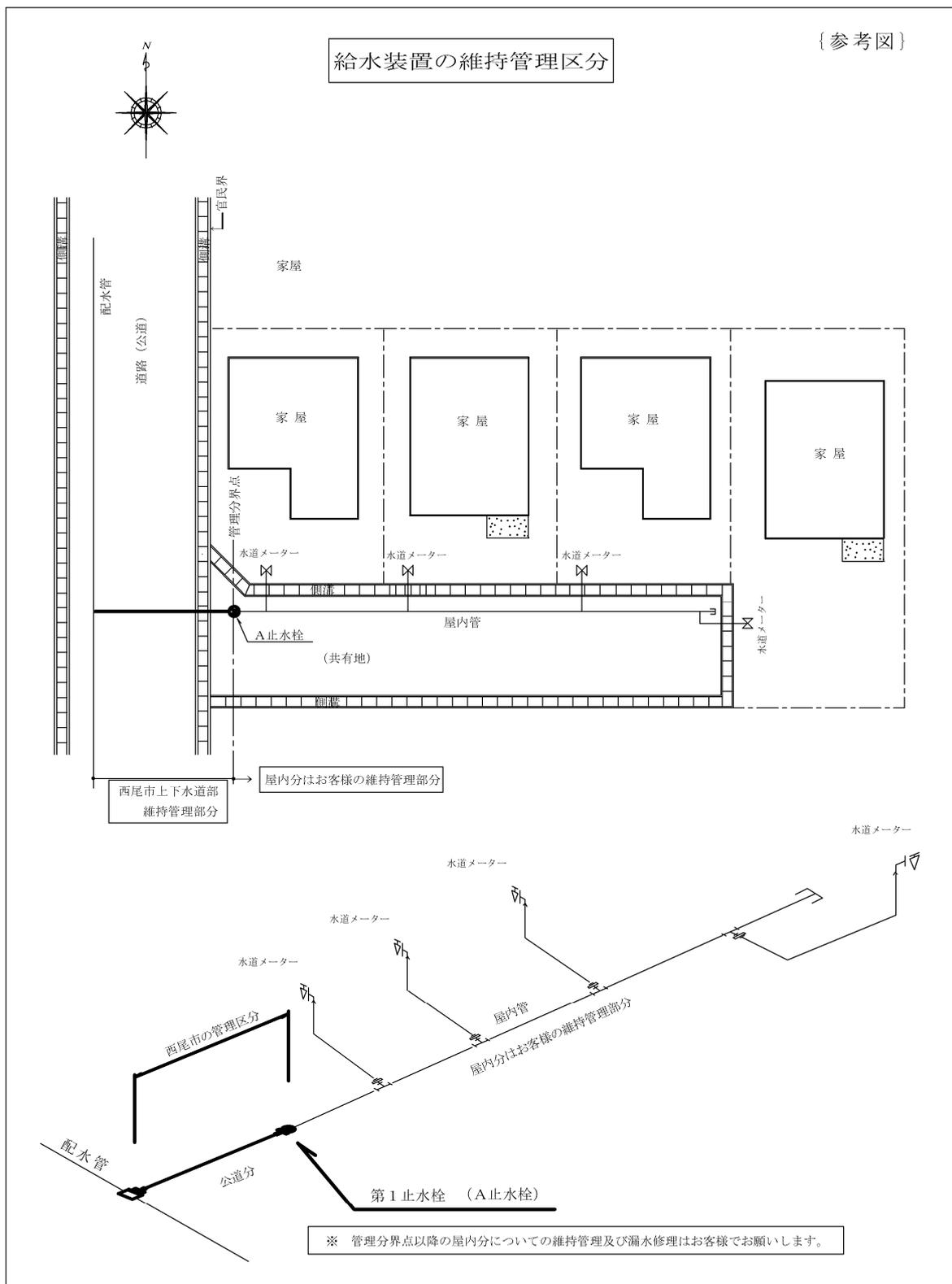


図 1 - 2 連合給水装置 (A B) の維持管理区分

1 - 6 指定給水装置工事事業者制度

1 - 6 - 1 指定給水装置工事事業者制度の目的

指定給水装置工事事業者制度は、平成 8 年 6 月の水道法改正によって法制化され、平成 10 年 4 月 1 日に施行されたものである。水道事業者は、その給水区域において、給水装置の構造及び

材質が施行令に定める構造材質基準に適合することを確保するため、法第16条の2第1項の規定に基づき、給水装置工事を適正に施工することができると認められる者を指定する制度である。

平成30年には指定給水装置工事事業者の資質の保持・向上等を図るため水道法が改正され、指定給水装置工事事業者の指定に5年の有効期限を設ける更新制が導入された。

1-6-2 指定給水装置工事事業者制度の概要

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置き【法第25条の3】、その選任・解任について一定の手続きにより水道事業者届け出なければならない【法第25条の4】。指定事項の変更があったときや、事業を廃止、休止、再開したときも一定の手続きにより水道事業者届け出なければならない【法第25条の7】。

また、法第25条の8に基づき、施行規則第36条に定める事業の運営の基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。なお、上記法令等に違反した場合、水道事業者は、指定給水装置工事事業者の指定を取り消すことができる【法第25条の11】旨が規定されている。

1-6-3 給水装置工事主任技術者の役割と職務

主任技術者は、給水装置が構造材質基準に適合するよう確実に工事を施行するため、給水装置工事に関する技術上の管理を行うとともに、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督等を行う。

1-7 給水装置の種類及び給水設備

1-7-1 給水装置の種類

- (1) 専用給水装置 1戸または1箇所専用するもの。
- (2) 共用給水装置 2戸以上で受水槽をもって使用するもの。
- (3) 臨時用給水装置 工事その他臨時の用に供するもの。
- (4) 私設消火栓 消防用に使用するもの。

1-8 給水装置工事とその種類

給水装置工事とは、法第3条第11項における給水装置の設置または変更等の工事をいう。具体的には給水装置の新設、布設替、メーター送り、撤去及び増改のことをいう。また、工事とは、工事に先立って行う調査から、計画の立案、設計、工事の施行、竣工検査までの一連の過程の一部または全部をいう。

(1) 新設

新規に給水装置を設置する工事をいう。

(2) 布設替

既設の給水装置を移動または口径を変更する工事をいう。

(3) メーター送り

ダブル弁止水栓や第一止水栓を最小限の範囲で移動させるのみの小規模な工事をいう。

(4) 撤去

配水管と分離させるため、給水管を切断する工事をいう。

(5) 増改

屋内施設で既設の給水装置を増加または変更する工事をいう。

1-9 給水方式

給水方式には直結式、受水槽式及び直結・受水槽併用方式がある。

1-9-1 直結式

配水管の水圧により、2階末端の給水用具まで給水する方式である。ただし、3階建て建物についても一定の要件（西尾市3階直結直圧式給水の運用基準を参照）を満たすことにより給水することができる。

1-9-2 受水槽式

受水槽を設置し一旦これに水を貯めてから給水する方式である。3階以上の建物、または大量の水を必要とする施設、または配水管の事故等で断水が発生した場合でも給水が必要な施設に対して供給を行うもの。

1-9-3 直結・受水槽併用方式

3階以上の建物で2階以下（地階を含む）を直接給水、3階以上を受水槽経由で給水する方式。